## 〇姫路市霊苑墓碑等施設基準

平成18年3月27日 告示第111号

姫路市霊苑条例施行規則(昭和39年姫路市規則第23号)第11条の規定に基づき、 名古山霊苑、姫路西霊苑及び片山霊園の施設基準を次のように定める。

## 1 墓碑等の設置基準

## (1) 名古山霊苑及び姫路西霊苑

えい地の奥行/区分		墓碑又はこれに類するものの		盛土の高さ	最下段の台石
		総高さ			背部と背後境
					界線との間隔
以上	未満	以上	以内	以内	_
m	m	m	m	m	m
	1. 30		1. 20	0. 15	0. 10
1. 30	1.80	1.00	1. 50	0.30	0.20
1. 80	2.50		1. 70	0.30	0.30
2. 50	_	1. 00	2. 00	0.30	0.45

## (2) 片山霊園

	設置基準	墓碑又はこれに類するものの	囲いの高さ
墓域種別		総高さ	
4平方メートル		1. 90メートル以内	0.70メートル以内
6平方メートル			
8平方メートル			

- 備考 (1)及び(2)の表において「墓碑又はこれに類するものの総高さ」とは、墓碑又は碑石、形象類及びこれに附属する工作物(石灯ろう、墓誌、囲障等)の地面から最上部までの高さをいう。
- 2 墓碑は、1区画に1基とする。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りでない。
- 3 墓碑には建立者名として使用許可を受けた者の氏名を刻むこと。
- 4 墓碑は、通路に対し正面を向くように設置すること。
- 5 上屋類、板塀及び竹垣を設け、又は樹木を植えないこと。ただし、名古山霊苑及び姫路西霊苑にあっては高さ O. 4メートル以下、片山霊園にあっては高さ O. 8メートル以下のかん木(さつき程度の木)に限り、市長の承認を得て植えることができる。

- 6 墓碑、囲障等の建立又は境界線の土留工事の施工に当たっては、地面をよく地固めし、 墓碑及び囲障等が傾倒し、又は沈下しないように施工すること。
- 7 石灯ろう、墓誌等の建立等の工事をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を得 て行うこと。
- 8 公共事業等により移転改葬する墓碑等及び特殊形式の墓碑については、特に市長の承認を得た場合に限り、この基準によらないで設置することができる。

附則

- 1 この基準は、平成18年3月27日から施行する。
- 2 姫路市霊苑墓碑等施設基準 (昭和52年姫路市告示第16号) は、廃止する。